

村の根底は覆さるゝ居る又農戸が一定の耕作力を保持するには必要なる人々との勞働力を維持する衣食住物資を要する然るに現状は村の子女を賣り盡さしめ久々児童を續出させ耕者に歳を食はしめて尚農業を行ひ得るか更に農業には必要なる住宅 牧畜 飼料 種子 農具を要する而も此を自由に奪ひ去る権利を債権悪地主に認むるは農を破壊するもてたく何れ以上の如き蠻行が國法律の保護下に公々然と行はれ來りしとは實に現代の奇怪事である

二この重要なる農業に対し農民に対し國家法律は如何なる保護を爲すや農民の食糧收穫は一年一回に過ぎないもし其の一年分の食糧を得る事が出来ずれば飢餓の外はないもし其食糧を失ひ

ば次季收穫まで欠食の外途はない其の收穫期間内に多少の收穫を得る途ありと雖も能は兒童の教育費 公租 公課の支拂等に當らざるだんんは継有組織になつて居る農民にどんな保護を與へらるゝ居るか民事訴訟法は其の人民糧に付ては凡ての債務者と同様に一月分の差押禁止して居る農業者に対する特別の保護としては農業止 欠くべカラガル農具 家畜 肥料 及次ノ收穫マデ農業ヲ続行スル爲メ 欠クベカラサル農産物の差押を禁止して居るか一月以上の人民糧とする農産物 其曲直業を続行するに缺くべからざる農産物と見ないやばないか従つて其の食糧には保護がない然るに辭つて文武の官吏 神職 僧侶 及び公之松立の教育 教師 職之勞働者及び雇人等に対しはどうか彼等は自己の手に作すののではない其の俸給 其他によつて人民糧を買ひ取まるとある